

七尾市が発注する建設工事における監理技術者等の途中交代について

本市が発注する建設工事における監理技術者等（監理技術者、主任技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代については、適切な施工の確保及び入札・契約手続きの公平性の観点から、死亡、傷病又は退職といった、真にやむを得ない場合に限定しているところである。

今般、以下に掲げる場合についても監理技術者等の交代を認めることとする。

1 長期間の工事における監理技術者等の途中交代

工期が2年以上となる長期間の工事において、1年以上の期間連續して従事した場合、監督職員と協議の上、監理技術者等の途中交代を認めるものとする。

2 対象となる監理技術者等

(1) 令和7年7月1日以降に契約する案件

契約後、1年間以上の期間連續して従事した者

(2) 令和7年6月30日以前に契約済みの案件

令和7年4月1日以降、1年間以上の期間連續して従事した者

3 途中交代に当たっての留意事項

(1) 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とすること。

(2) 技術力が同等以上（※）の監理技術者等との交代であること。

※入札公告に定める配置予定技術者の要件を満たし、かつ総合評価における評価が同等以上であること

(3) 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。